

不法投棄等の未然防止・拡大防止策について

資料3 - 10 - 3

地方環境事務所を拠点とした都道府県等との連携による監視・啓発活動

・全国ごみ不法投棄監視ウィーク(5月30日～6月5日)の実施

都道府県、市町村、国の機関と共に不法投棄等を防止するパトロール、清掃活動などを重点的に実施。監視ウィーク期間内外と併せて、約2,900件の事業を実施。



清掃活動の様子



不法投棄等事案の確認の様子



ポスター(例)

・ポスター等による普及啓発の実施

ポスター等を作成、掲示し、国民1人1人へ不法投棄等の撲滅を訴える。

・不適正処理対策の研修の実施

都道府県、市町村の廃棄物行政担当者に対し、各地方事務所毎に専門家等による研修を実施し、未然防止を図る。